

* 住所変更に伴う各種手続きの方法について *

- ◎換地処分公告の翌日（平成31年3月2日）から、新しい住所に変更されます。
 ◎施行地区内に住民票を置いている方に対し、市役所（市民課）から「住所表示変更証明書」を通知します。
 ◎施行地区内にアパート・貸店舗及び貸し地等をお持ちの方は変更後の新しい住所を借り主にお伝え下さい。

1 組合が変更手続きを行うもの（皆様の手続きが不要なもの）

（1）いわき市が組合からの申請により書き換えるもの

（こういうことは） 事項		各お問合せ先
国民年金第1号被保険者	自動的に変更されますので、手続きは不要です。	国保年金課 国民年金係 0246-22-7464
後期高齢者医療被保険者証等	新しい保険証・受給者証を自宅へ郵送しますので、手続きは不要です。	国保年金課 高齢者医療係 0246-22-7466
住民基本台帳 （住民票）の住所 戸籍附票の住所	自動的に変更されますので、手続きは不要です。	本庁市民課 住民台帳グループ 0246-22-7444
住基カード及びマイ ナンバーカードに係 る電子証明書（公的 個人認証）	自動的に変更されますので、手続きは不要です。	本庁市民課 マイナンバーカード 交付グループ 0246-22-7026
児童扶養手当及び特 別児童扶養手当の受 給者	自動的に変更されますので、手続きは不要です。	こども家庭課 家庭支援係 0246-27-8563
児童手当の受給者		
介護保険被保険者証	自動的に変更されますので、手続きは不要です。	介護保険課 介護保険係 0246-22-1193

（2）法務局が組合からの申請により書き換えるもの

（こういうことは） 事項		各お問合せ先
土地登記簿 （表題部のみ）	自動的に変更されますので、手続きは不要です。 （ただし、土地・建物の所有者及び抵当権者等登記名義人の住所については、個別に変更の手続きが必要です。）	福島地方法務局 いわき支局 0246-23-1729
建物登記簿 （表題部のみ）		

[注 意]

- （1）換地処分の公告の翌日から、登記が書き換わるまで登記停止期間（約2か月）は、土地及び建物の登記等に関する一切の手続きができなくなります。
 - （2）事業地区内の土地・建物の所有者及び抵当権者等登記名義人の住所につきましては、上記（1）の登記停止期間終了後に福島地方法務局いわき支局等で変更登記の手続きをしてください。（直ちに頂く手続きではありませんが、お早目に変更することをお勧めいたします。）
 - （3）なお、（2）の変更登記申請は、住所表示変更証明書（個人用）もしくは変更証明願（法人用）を添付すれば、登録免許税が非課税となります。（登録免許税法第5条第5項）
- ※ 商業登記、法人登記については、換地処分の公告の翌日から本店等変更手続きを行うことができます。組合（事務局：いわき市都市整備課）が発行する変更証明願（法人用）を添付の上、登記の事実が発生した日（換地処分の公告の翌日）から本店では2週間以内、支店の所在地においては3週間以内に行うようにしてください。（会社法第915条第1項、同法第930条第3項）

2 皆様がお自分で地番（番地）変更の手続きをしていただくもの

（1）市役所関係

（こういうことは） 事項	（だれが） 該当者	（どこへ） 申請・届出先	（いつまでに） 手続きの期限	（なにをもって） 提出書類等	各お問合せ先
国民健康保険被保険者証	世帯主又は同一世帯員	国保年金課・市民課・各支所・各市民サービスセンター	都合のよいときに手続きしてください。	国民健康保険被保険者証	国保年金課 調査給付係 0246-22-7456
国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証				国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証	
戸籍簿の本籍	換地処分公告の翌日（平成31年3月2日）以降、本事業区域内の町名地番を本籍としている方に対して、いわき市 市民課より本籍変更に係る照会文書を発送する予定ですので、別途ご確認ください。				本庁市民課 戸籍グループ 0246-22-7443
在留カード	本人又は同居の家族	本庁市民課 各支所市民課 各市民サービスセンター	都合のよいときに手続きしてください。	在留カード	本庁市民課 住民台帳グループ 0246-22-7444
特別永住者証明書				特別永住者証明書	
外国人登録証明書				外国人登録証明書	
通知カード				通知カード	
住民基本台帳カード（写真付き）	本人又は同一世帯員 ※券面更新用のパスワードが手続きに必要です。		都合のよいときに手続きしてください。（写真なしの住基カードについては、手続き不要です。）	住民基本台帳カード	本庁市民課 マイナンバーカード交付グループ 0246-22-7026
マイナンバーカード（個人番号カード）				マイナンバーカード（個人番号カード）	
障害児福祉手当及び特別障害者手当の受給資格者	本人又は家族	最寄りの「地区保健福祉センター」	住所の表示変更後14日以内	手帳及び住所表示変更証明書	障がい福祉課 事業係 0246-22-7486
障害福祉サービス及び障害児通所受給者証	本人又は家族		都合のよいときに手続きしてください。	受給者証	障がい福祉課 事業係 0246-22-7486
障害福祉サービス事業所の変更届	事業所開設者	障がい福祉課	住所の表示変更後10日以内	変更事項届出書、運営規程 など	障がい福祉課 支援係 0246-22-7485
身体障害者手帳	本人又は家族	最寄りの「地区保健福祉センター」	都合のよいときに手続きしてください。	手帳	障がい福祉課 事業係 0246-22-7486
療育手帳					保健所 地域保健課 精神保健係 0246-27-8557
精神障害者保健福祉手帳					
介護保険事業所の変更届（介護サービス事業所関係）	事業所開設者	介護保険課	住所の表示変更後10日以内	①変更届出書 ②運営規程	介護保険課 長寿支援係 0246-22-7467
乳幼児・子ども・ひとり親家庭等・重度心身障害者医療費受給者証	本人又は家族	最寄りの「地区保健福祉センター」又は各支所	都合のよいときに手続きしてください。	受給者証・印鑑	保健福祉課 保健福祉係 0246-22-7452

2 皆様がお自分で地番（番地）変更の手続きをしていただくもの

（1）市役所関係

（こういうことは） 事項	（だれが） 該当者	（どこへ） 申請・届出先	（いつまでに） 手続きの期限	（なにをもって） 提出書類等	各お問合せ先
入札参加資格登録の変更届	入札参加有資格者	契約課	できるだけ早く手続きをしてください。法人の場合、法人登記の変更後をお願いします。	①入札参加資格審査事項変更届 ②法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し（法人の場合のみ）	契約課 工事契約係 0246-22-7419 物品契約係 0246-22-1136
環境法令（水質汚濁防止法、騒音規制法等）関係施設の変更届	施設の設置者	環境監視センター	住所の表示変更後30日以内	氏名等変更届出書	環境監視センター管理係 0246-54-1585
市営墓園の利用者及び代理人の住所変更届	市営墓園の利用者	市民生活課、勿来支所市民課	できるだけ早く手続きをしてください。	①住所変更届 ②住所表示変更証明書 ③墳墓使用許可証 など	（南白土墓園） 市民生活課 0246-22-7446 （東田墓園） 勿来支所市民課 0246-63-2111

（2）自動車・二輪自動車関係

（こういうことは） 事項	（だれが） 該当者	（どこへ） 申請・届出先	（いつまでに） 手続きの期限	（なにをもって） 提出書類等	各お問合せ先
自動車運転免許証	運転免許をお持ちの方	いわき中央警察署又は常磐分庁舎、運転免許センター	速やかに変更手続きをして下さい。更新が迫っている方は、更新手続き時に併せて行うことができます。	①運転免許証 ②住所表示変更証明書 ③本籍も変更の場合は本籍の記載のある住民票	いわき中央警察署 0246-26-2121
普通自動車および小型二輪自動車（排気量251cc以上）の検査証	自動車、オートバイを持っている方 ・普通車、大型車等 ・小型二輪自動車	いわき自動車検査登録事務所	できるだけ早く手続きをしてください。	①自動車検査証 ②住所表示変更証明書 ③所有者及び使用者の印鑑 ④手続きを委任される場合、所有者及び使用者の委任状 ※1 換地処分以外の住所変更（転居等）の場合は、上記の書面では手続きをとることができません。 ※2 上記書類が原則必要ですが、ケース毎に異なる場合があるため、お問合せ下さい。	いわき自動車検査登録事務所 050-5540-2016
二輪自動車の軽自動車（排気量126cc～250cc）の届出済証	オートバイ（軽二輪）を持っている方	福島県軽自動車協会 いわき支所	できるだけ早く手続きをしてください。	①軽自動車届出済証 ②住所表示変更証明書 ③所有者及び使用者の印鑑 ④自動車損害賠償責任保険証明書 ⑤手数料は無料、用紙代は有料	福島県軽自動車協会 いわき支所 0246-72-0656
軽自動車の検査証	軽自動車を持っている方 ・軽四輪 ・軽三輪	軽自動車検査協会福島事務所 いわき支所	できるだけ早く手続きをしてください。	①軽自動車の検査証 ②住所表示変更証明書 ③使用者の印鑑 ④手数料、用紙代共に無料	軽自動車検査協会 福島事務所いわき支所 050-3816-1838

2 皆様がお自分で地番（番地）変更の手続きをしていただくもの

（３）法務局関係

（こういうことは） 事項	（だれが） 該当者	（どこへ） 申請・届出先	（いつまでに） 手続きの期限	（なにをもって） 提出書類等	各お問合せ先
不動産所有者の住所変更	不動産を所有している方	不動産を管轄する法務局 いわき市の不動産は、福島地方法務局いわき支局	変更期限はありません。売買、抵当権設定等の時に変更していただいても結構です。	①変更登記申請書 ②住所表示変更証明書 ③印鑑 ※1 登録免許税免除 ※2 郵送申請可 ※3 登記上の住所と現住所が違う場合は、住民票の写し又は戸籍の附票が必要となります。	福島地方法務局 いわき支局 0246-23-1729
抵当権、地上権、賃借権等の登記名義人の住所変更	登記名義人				
法人・組合等の代表者等の住所変更	会社・法人などの代表者	本店・支店等の所在地を管轄する法務局	法定期間 14日以内	①変更登記申請書 ②住所表示変更証明書 ③代表印 ④委任状（代理申請の場合） ※1 登録免許税免除 ※2 郵送申請可	福島地方法務局 法人登記部門 024-534-1904
法人・組合等の本店・支店等の所在地変更		福島県内に本店・支店等がある法人は、福島地方法務局法人登記部門	法定期間 本店 14日以内 支店 21日以内	①変更登記申請書 ②変更証明願（法人用） ③代表印 ④委任状（代理申請の場合） ※1 登録免許税免除 ※2 郵送申請可	

（４）年金事務所関係

（こういうことは） 事項	（だれが） 該当者	（どこへ） 申請・届出先	（いつまでに） 手続きの期限	（なにをもって） 提出書類等	各お問合せ先
国民年金及び厚生年金受給者	本人	平年金事務所	できるだけ早く手続きをしてください。	「住所変更届」 ただし、住民基本台帳と連動している方は届出不要（電話確認要）	平年金事務所 0246-23-5611
社会保険・厚生年金加入事業者	事業主			「所在地変更届」 法人登記簿謄本の写し添付	
厚生年金加入者	本人（被保険者・加入者）	勤務先を経由して所管する年金事務所へ	「住所変更届」 ただし、住民基本台帳と連動している方は届出不要		
国民年金第3号被保険者	本人（被保険者）	配偶者の勤務先を経由して所管する、年金事務所・共済組合へ	年金手帳又は基礎年金番号通知書		

2 皆様がお自分で地番（番地）変更の手続きをしていただくもの

（５）保健所関係

（こういうことは） 事項	（だれが） 該当者	（どこへ） 申請・届出先	（いつまでに） 手続きの期限	（なにをもって） 提出書類等	各お問合せ先
病院等医療施設関係 の変更届（病院、診 療所、施術所）	開設者	保健所総務課	住所の表示変更後 10日以内	①開設届出事項変更届 ②印鑑（法人は登記印）	総務課 医事業事係 0246-27-8590
医薬品・医療機器等 法・毒物劇物取締法 関係の変更届（薬 局・医薬品・医療機 器販売業・毒物劇物 販売業）			住所の表示変更後 30日以内	①開設届出事項変更届 ②印鑑（法人は登記印） ※許可証（登録票）をお 持ちの場合は、有効期限 までそのままお使いいた だけます。（新住所への 書換え申請は有料）	
旅館業・興行場・浴 場業・理容所・美容 所・クリーニング所 の所在地等変更	営業者・開 設者	保健所生活衛 生課	できるだけ早く手 続きをしてください。	①変更届 ②住所表示変更証明書	生活衛生課 環境衛生係 0246-27-8591
専用水道・簡易専用 水道・準簡易専用 水道・給水施設の所在 地等変更	設置者				
特定建築物の所在地 等変更	所有者等		住所の表示変更後 1箇月以内		
建築物の衛生的環境 の確保に関する登録 営業所の所在地等変 更	登録業者		住所の表示変更後 30日以内		
温泉利用施設の所在 地等変更	温泉利用許 可を受けた 者		できるだけ早く手 続きをしてください。		
温泉ゆう出地の地番 等変更	土地所有者 等		住所の表示変更後 30日以内	①変更届 ②土地登記事項証明書	
食品衛生関係施設の 変更届	営業者・開 設者		できるだけ早く手 続きをしてください。	①営業許可事項変更届 ②住所表示変更証明書 または 変更証明願（法人用）	
犬の登録事項変更届	犬の所有者	住所の表示変更後 30日以内	変更届	生活衛生課 動物愛護係 0246-27-8592	

2 皆様がお自分で地番（番地）変更の手続きをしていただくもの

（6）その他

（こういうことは） 事項	（だれが） 該当者	（どこへ） 申請・届出先	（いつまでに） 手続きの期限	（なにをもって） 提出書類等	各お問合せ先	
各種共済組合の年金受給者	本人	受給先の共済組合	できるだけ早く手続きをしてください。	住所変更届 （届出書は共済組合に請求してください。）	各共済組合	
各種共済組合加入者	本人（被保険者・加入者）	各共済組合		年金手帳又は基礎年金番号通知書		
任意継続健康保険被保険者	本人（被保険者）	全国健康保険協会福島支部		住所変更届 （届出書は全国健康保険協会福島支部に請求してください。）	全国保険協会福島支部 024-523-3915	
各種預貯金、保険等	加入者	銀行、保険会社等		銀行、保険会社等へお問合わせください。	①住所表示変更証明書 ②証書等 ③印鑑 など	
その他の免許証、許可証、登録証、認可証等	免許証、許可証、登録証等をお持ちの方			交付を受けた窓口へお問合わせください。	①住所表示変更証明書 ②印鑑 など	

※その他、皆さまがお契約等されている様々な事項についても、住所変更に伴い、手続き等が必要となる場合がございますので、各契約者等へご確認ください。

※事項によっては手数料等が発生する場合がありますので、各お問い合わせ先へ事前にご確認ください。

*** お問合せ先 ***

常磐関船土地区画整理組合

事務局：いわき市役所 都市建設部 都市整備課 区画整理係

住 所：いわき市平字梅本2 1 番地 TEL：0246-22-1276(直通)